

## 第28回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月11日(月) 午後2時00分から午後3時50分

2. 開催場所 甲賀市役所 301会議室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	高井 啓
副会長(会長職務代理者)	18	田畑 啓之助	委員	10	倉田 一良
委員	1	小倉 剛	委員	11	中川 講一
委員	2	瀧井 和雄	委員	12	伴 慎也
委員	3	川村 克己	委員	13	寺田 勝典
委員	4	西田 くみ子	委員	14	林 廣美
委員	5	山下 年数	委員	15	福永 甚藏
委員	6	葛原 準子	委員	16	林田 清光
委員	7	吉田 新太郎	委員	17	服部 嘉子
委員	8	森地 隆照			

5. 欠席委員 0名

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席 3番 川村 克己 委員  
議席 4番 西田 くみ子 委員

## 8. 総会日程

### 1) 開会

### 2) 市民憲章唱和

### 3) 会長挨拶

### 4) 議事録署名委員の指名

### 5) 議事

- 議案第134号 農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について
- 議案第135号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第136号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第137号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第138号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第139号 甲賀農業振興地域整備計画の変更に伴う意見(案)について
- 議案第140号 甲賀市農業委員等の選任についての提言(案)について
  
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

### 6) 報告及び協議事項

- 副会長報告事項
- 農業委員会制度検討委員会報告事項
- 広報編集委員会報告事項
- 人・農地プラン策定検討委員会報告事項
- 事務局報告事項

### 7) 閉会

## 9. 事務局出席者(4名)

事務局長	伊藤 勲
局長補佐	松井 章
局長補佐(農地係長)	田中 克司
農政係長	谷川 智彦

## 10. 会議の概要

事務局長 第28回甲賀市農業委員会総会を開会

全 員 【市民憲章唱和】

事務局長 開会にあたり、北田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 ・農地利用最適化に向けた研修会  
・地域ブロック会議の開催

事務局長 ありがとうございます。  
これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員はございません。また遅参、早退の届出もございません。よって本総会の出席委員は19名で、法定定足数である過半数に達しておりますので開会を宣言いたします。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席3番 川村克己委員と、議席4番 西田くみ子委員を指名いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは最初に、議案第134号「農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について」を議題といたします。  
まず、2条調書、整理番号3番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第134号をご説明申し上げます。議案書は2ページからとなります。  
今月の申請は1件で申請者の住所、氏名、証明する土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございます。  
整理番号3番につきまして、ご説明申し上げます。申請地は参考図の1ページ、2ページとなり、農振農用地区域外であります。  
申請理由については、所有者は昭和50年頃から農地として利用することなく現在に至っており、中低木や笹が生い茂り山林化していることから、非農地としての証明を願い出られたものです。  
申請内容を審査した結果、甲賀市農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準である「耕作放棄後20年以上経過し、荒廃地と化しているもので、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のないもの」に該当する状態であるため、農地法第2条第1項に規定する農地には該当せず、証明要件を満たしていると考えられます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。  
整理番号3番につきましては、議席14番 林委員から説明をお願いいたします。

担当農委 14番、林です。事務局が言われましたとおり、年数も経ったということでありますので、もう農地としては利用できないので非農地としての証明を願うことですので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
続いて区域番号15番 福井進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 15番、福井です。ご本人から依頼がございまして現地確認しましたところ、市道の馬子唄線で土地が分断されまして、もうご本人も地元におられなく転居されておりますので、現地としてはそのまま放置されて、中低木がかなり生えておりまして、手入れも全然されておられません。現状のままでは畑としては全然再利用できる状態ではございませんので、審議の程よろしくお願ひしたいと思います。

議長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺ひいたします。なお質問される委員は議席番号とお名前をお願いいたします。以後のご質問につきましても、同様にお願いいたします。ご意見ございませんか。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号3番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号3番につきましては、原案のとおり可決し、交付することに決定いたします。  
議案第134号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第135号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
まず、3条調書、整理番号13番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第135号をご説明申しあげます。議案書は4ページからとなります。  
今月の申請は1件で、譲受人・譲渡人の住所、氏名、土地の所在、面積等につきましては、議案書のとおりでございます。  
整理番号13番につきましてご説明申しあげます。申請地は参考図の3ページから4ページとなります。  
申請地は、農業振興地域内農用地であります。譲渡人は、近々市外に引越しされる

予定であり、今後の耕作を行われる方を探しておられました。譲受人は申請地近くに住まいであり、農業の規模拡大を考えられていたことから、農地の所有権の移転について合意され、申請を行われました。譲受人は現在、水口町下山地先で水稲及び季節野菜を耕作されており、申請地において、引き続き水稲を栽培される予定であります。

申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

整理番号13番につきましては、議席16番 林田委員から説明をお願いいたします。

担当農委

16番、林田です。ただいま事務局の方から説明ございました。そのとおりでございますけれども、私の方から申しあげますと、この譲渡人とは譲受人、同じ在所でいところ同士でございます、一番身近な親戚でございます。譲渡人が大津に引越しされるとということで、土地を守っていただくために、この売買という形で譲受人に受け渡されるということでございます。特に問題ないと思いますので、どうか審議の程よろしくをお願いいたしますと思います。

議 長

ありがとうございました。

続いて区域番号1番 宿谷推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委

1番、宿谷です。事務局ならびに林田委員からご説明あったとおりでございまして、私の方から補足はございません。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員

**【異議なしの声】**

議 長

ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号13番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員

**【挙手全員】**

議 長

挙手全員でございます。

よって、整理番号13番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第135号については、以上であります。

議 長

続きまして、議案第136号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

最初に、4条調書、整理番号14番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第136号をご説明申し上げます。議案書は6ページからとなります。

今月の申請は1件で、申請者の住所、氏名、転用する土地の所在、地目、転用面積等につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号14番につきまして、ご説明申し上げます。

申請地は参考図の5ページ、6ページ、土地利用計画は7ページとなります。申請地は、市街化調整区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。申請者は申請地を相続により所有しました。家屋をリフォームし、その家屋を保全するために駐車場が必要となりました。登記地目が田、畑であったため、今般、農地転用の申請を行われました。家屋の隣接地であることから申請地が適当であると判断されたものです。計画によりますと、現状のまま駐車場として利用されます。雨水は自然浸透排水により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長

ありがとうございました。

整理番号14番につきましては、議席15番 福永委員から説明をお願いいたします。

担当農委

15番、福永です。去る10月8日に申請者の代理人と現地の確認を行いました。一応現状は田・畑となっておりますが、現場は不耕作地で草刈はされておりました。周りに影響を与えるような圃場もございません。許可相当と認めますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続いて区域番号36番 田中推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委

36番、田中です。当該地につきましては、20年以上前から荒廃状態となっております。それ以前は、地目が農地になっておりますけれども、宅地として利用されていたと思います。屋敷内には駐車場、車を置く敷地はございませんので、この場所を駐車場として利用されることに特に問題がないと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員

【異議なしの声】

- 議長 　　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号14番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 　　【挙手全員】
- 議長 　　挙手全員でございます。  
よって、整理番号14番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。  
議案第136号については、以上であります。
- 議長 　　続きまして、議案第137号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
最初に、5条調書、整理番号29番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 　　議案第137号をご説明申しあげます。議案書は8ページからとなります。  
今月の申請は5件で、譲受人、譲渡人の住所、氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては、議案書のとおりでございます。  
整理番号29番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の8ページ、9ページ、土地利用計画は10ページとなります。申請地は、市街化調整区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。  
転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は再生エネルギー事業を目的に、太陽光発電施設の設置に適した土地を探しておられたところ、日当たりが良く、適地と判断され、所有権移転と太陽光発電施設に転用するため申請されました。計画によりますと、申請地の造成し、敷地面積4,286平方メートルに南側に向け太陽光パネル810枚を打ち込み鋼管により設置し、パワーコンディショナー10台により、250キロワットを発電されます。次に雨水排水は、敷地内に調整池を設置し、排水を調整しながら市道側溝へ放流されることにより、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。  
以上、農地法第5条第2項の規定において農地法による許可の要件については満たしていると判断されます。  
当該案件は土地面積が3,000㎡を超えているため、滋賀県農業会議の諮問会議に諮ります。  
なお、この農地転用許可申請に際しては、6月14日付で受け付けましたが、申請書には、区長、改良組合長の同意書、隣接農地所有者の承諾書及び担当区域農業委員・推進委員の意見書、このすべてが添付されていませんでした。それでも、「地元の同意書・農業委員等の意見書が添付されていないことをもって農地転用許可申請書の不受理ならびに不許可はすることができない。」との構造改善局長通知から、法定書類が具備されていれば受け付けることとなります。そのため、申請者（譲受人）に経過書の提出を求めたところ、「6月15日の地元説明会で一部区民から太陽光発電施設への反対があった。区長の同意書は、地元区民の了解を得たうえでとなり、改良組合長及び隣接農地所有者も同様となる。農業委員・推進委員の意見書はそれ

からとなる。」とのことでした。

確認したところ、都市計画法29条（開発許可申請）の事前審査も未処理であったことから、役員会で協議し、農業委員・推進委員の意見書がなければ総会運営も難しいことも勘案し、7月総会議案とすることは保留と判断しました。

なお、以降、地元協議をされるなかで、草刈や調整池の管理、排水路など、農地法に関する検討事項が未調整であったことから、逐次、役員会で協議し、8月以降の総会議案も保留としました。しかし今般、経過書によると、「10月3日の地元協議をもって、10月9日に検討課題に対して文書回答した。なお、農業委員・推進委員に説明したところ、農業委員の意見書はあるが、推進委員の押印は難しい。」とのことでした。

確認したところ、事業計画を変更したうえで、周辺農地への影響が懸念された排水処理について、調整池の土砂流出防止対策を、10月9日、文書回答されています。なお、地元からの農地法に関する事項以外の検討課題もあることから、地元協議は継続されると聞いています。

なお、地元同意を条件に「農地法においては許可相当」とする担当区域農業委員の意見書は添付されましたが、担当区域推進委員は「農地法においては許可相当と判断するが、地元不同意のなかで、意見書に押印できない。地元同意をもって押印する。」とのことです。

こうした状況に鑑み、役員会、担当区域農業委員・推進委員と協議させていただき、11月総会議案として上程したものです。以上でございます。

議長

ありがとうございました。

整理番号29番につきましては、議席8番 森地委員から説明をお願いいたします。

担当農委

8番、森地です。29号議案につきましては、ただ今事務局から細かく説明いただきまして、そのとおりでございます。担当農業委員といたしまして、総会へ上程が遅れましたこと及び今までの経過につきまして分かる範囲内で説明させていただきます。

今年の2月に譲受人の代理人から水口町新城地先において太陽光発電の設置に関する農地転用書類に署名押印をお願いしたいと要請を受け、翌日現地に確認に行きました。現地を見回しまして、農地法に照らし不適な箇所は見当たらず、許可相当と判断をいたしました。

数日後、譲受人の代理人に意見書を手渡しました。それからしばらく何の音沙汰もありませんでした。

その後、5月ごろ、東推進委員より電話がありまして、「新城地先の太陽光発電の書類に農業委員の印鑑を押さないで欲しい」という連絡を受け、理由を尋ねると、「新城区の意見がまとまらず、近隣の住民に反対者がおられる」ということでした。私は、新城区の申し出を尊重するとともに、譲受人の代理人に電話で新城区の現状を伝えるとともに、新城区の合意が得られるまで意見書は農業委員会預かりにした旨を伝え、意見書を自宅に郵送で返送いただきました。

その後、7月から8月にかけて、いろいろ関係機関からご指導いただき、私も熟慮した結果、8月の下旬に再び意見書を発行するにあたりまして、新城区の合意を条件に付して発行した次第です。以上でございます。委員の皆様には慎重なるご審議を賜り、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
続いて区域番号9番 東推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読をお願いします。

事務局 新城地区において譲渡人（地主）が太陽光発電計画をされ、推進委員の私に現地確認の依頼がありました。6月10日に現地確認をさせていただき、太陽光設置計画場所は新城地区の西端に位置した市街化調整区域の水田で、約20年以上耕作されていない農地で、地主により毎年数回の草刈りをされておられました。現地説明は代理人でありました。太陽光設置に関し、また周辺農地への影響も説明の範囲では問題なしと判断いたしました。

6月15日に譲受人より近隣住居者地元説明会を予定されている事から、私、「推進委員の意見書と押印は地元説明会で皆様から了解が得られてからにします。」と伝えさせていただきました。

地元説明会では、近隣住居者から設置場所が民家から近すぎる事、太陽光パネルの反射等、また旧東海道に面しており、景観上に問題あるとの理由で太陽光の設置に反対されました。新城区長としても、住民に反対者がある以上、太陽光設置の了解はできないと伝え、譲受人側に住民の皆さんに理解を得られるよう設置計画の見直しと改善を図ってくださいと要望されました。

以後、太陽光の設置に了解を得るために今日まで検討を重ね、民家側の太陽光設置場所から下がる事で設置面積の縮小、下の水田対策で排水枡設置を行い、大雨で一揆水が水田に入らない対策で調整池の設置、雑草対策は全面防草シートの設置、景観上の問題は樹木（マサキ）を植える対策を行うとの事であります。

色々と改善策を講じておられる事、今後も住民の意見を尊重していただく事も約束されました。この太陽光発電設置に関して許可相当と思われます。各農業委員様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
ただ今、東推進委員の意見書を朗読させていただきました。担当委員から、また事務局から説明があったとおりで、大変複雑な問題でございました。そのため役員会で何回も協議をした結果、本日に至ったということを報告させていただきます。  
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

福永委員 15番、福永です。今、話を聞かさせていただきました。最終的に改善策を出されたということですが、それを住民の方は了承されたのでしょうか。

事務局 改善策の提示につきましては、10月3日に提示がされているようですが、農地法上の意見については、その後の要望等はなかったと聞いております。ただ、地元同意につきましては、今後農地法以外の事柄につきましても協議を進めるということですので、事業に際しての地元同意をもって進められるものと考えております。

福永委員 その結果が法律上問題ないということでお聞きしましたけれど、地元で反対されている方がおられるということで、それを完全に解決してから取り組んだ方がよいのではないかと思います。その辺はどうなのでしょう。

事務局 今回は、隣接の方は宅地所有者ですので、直接農地法上の問題ではなく、開発許可に際しまして開発担当部局から「地域との合意形成を図り事業を進められたい」という意見が付されております。その同時許可となります農地法は同じ意見で進めていきますが、地元同意を条件とした許可については、別途協議が進められるというところで考えています。

福永委員 法律的には進めても問題ないということなのですね。

事務局長 法律的には進めても問題ないかという質問をいただきました。この議案に係る農地転用許可は、あくまでも農地法に基づく判断、農業委員会の所掌する範囲による判断とされております。先ほど担当が説明しましたように、地元の同意は大事ですが、地元の同意書と農業委員の意見書がないこと、即ち同意されていないことだけで申請の不受理、不許可はできないという通知があります。担当参事が申しましたように、この農地転用に関しては同時に都市計画法の申請もごさいます。地域の同意はその意見にも付されております。農業委員会といたしましては、例えば、下流の田に影響する調整池や排水路、隣接に影響する草刈り等々課題はごさいましたが、今回、事業計画を変更され、担当農業委員、また推進委員のお二人がおっしゃっているように、農地法としては近隣、周辺農地への影響は想定できない、解決したという判断でごさいます。なお、地元からの要望は、農地法に関わらないことがいくつか残っていると聞いております。それについては、継続的に地元の説明する、11月中旬には再度その答えをもって説明するというところで、事業に入られるまでにはそういった地元との同意をされてスムーズに進む、逆に言えば、そういった調整がなされなければ進まないという状況でごさいます。ただ、農業委員会としては農地法に基づく法的判断をしなければならないということでご理解をいただければと思います。

福永委員 分かりました。ありがとうございます。

川村委員 3番、川村です。今までの質問の内容と関係するのですが、同意の中での反対意見ですね、反対されている意見の内容等が分かっておられましたらお聞きしたい。それと、農地法上としては大丈夫であると、いつも意見書の中で最適化推進委員は周辺農地には影響ない、ここでは調整池を作って大雨が降っても下の田には事故が起こらないように対策をしたという様な内容ですが、意見書の中に付すべき条件のところがごさいますが、そういうところでもし大雨やいろんなことで調整池が溢れたり決壊したり、意外なところから事故が起こったりする可能性がありますので、その時に何も書いていないのも具合が悪いので、いろいろ起こりえる部分の対策として、こういうことについて注意をして起こらないようにするとか、この案件の周辺を見ていないのですが、農業委員と最適化推進委員の立場で書いておいた方が、後で意見書を見た時に何も書いていないと指摘されるより、もし書いてあることが先々で何か起こった時に役立つのか私も分かりませんが、この案件の意見書に書かれてあるのかお聞きしたい。

事務局長 一点目、地元が反対される内容ということですが、先ほどの推進委員の意見書、その中でも詳しく書いていただきました。最初は太陽光発電施設自体に反対である

という近隣の住宅の方からの反対がありました。これにつきましては、甲賀市農業委員会が必要としているのは、隣接の農地の所有者の承諾であり、宅地の所有者につきましては、開発許可で付される意見と聞いております。また、修景的に周りに影響がないような植樹や広い範囲での地域の課題等々ありますが、現段では農地法には直接関係しないものと聞いております。

二点目、付すべき条件ということになりますけれども、農業委員さんまた推進委員さんが記入いただく意見書には付すべき条件という欄がございます。そこにも地元協議、地元合意の記載をいただいております。ただ、この付すべき条件ですが、農地法に基づく付帯条件であれば拘束力を持つものですが、農地法上の意見に限られております。ただ、これは許可書の付帯条件ですので、それ以外、通知する段階で事務局の意見を付すことはできると思っております。これは、農業委員会事務局名ですけど、これまでも市長部局に照会した時に付された意見を記載していますので、それと同じ考え方をするものです。

なお、管理については、地元はこの事業に際して協定を結ぶとおっしゃっております。そこには懸案事項であった農地法にかかる部分もありますし、それ以外の全体のこともあると思われませんが、以降の管理についてもその中で示されると聞かせていただいております。以上でございます。

川村委員            その協定は、区長とか役員、区として結ばれるような協定でございますか。

事務局長            そうです。

川村委員            ありがとうございます。

議      長            他にございませんか。

倉田委員            10番、倉田です。この案件は県の農業会議にかかる案件ということですが、  
も県の農業会議にかけたときの懸念は何かありますか。

事務局長            委員おっしゃるように、県の諮問会議案件となります。諮問会議の調書には、隣接同意（農地所有者）という欄があります。今、隣接農地所有者からは問題はないとお聞きしているのですが、同意書、承諾書がありませんので、”未”ということで記載せざるを得ないと思っております。ただ、現地調査には、甲賀市農業委員会は会長と担当が出席しますので、そのような状況を説明させていただこうと思っております。以上でございます。

倉田委員            はい、ありがとうございます。

議      長            大変複雑で問題の多そうな案件ですが、他にご意見ございませんか。

吉田委員            7番、吉田です。先ほどの件で、（太陽光パネルは）反射すると、こういう生活の不便があるということですが、ハウスの方が反射ははるかに大きい。このことはご存知ないので言われるのだと思います。太陽光は太陽の方を向いて設置をするので、反射といってもものすごく少ないです。聞くべきことは聞かなければいけないが、理屈としてあまりにも通らないという時は農業委員会として自分達で考えて話

をしておかないと、大きなハウス事業をするとか、これから6次産業化でするとか言われても、反射という部分ではハウスの上部は円形になっているのできついです。こういうことだけは先方に言わなければならないと思いますので、ぜひ言われるのであれば隣地の方だとは思いますが、反射に関しては心配ないということも必要だと思います。

事務局長        ありがとうございます。おっしゃっていただいた部分は解るところでございますが、隣地は宅地、住宅でございます。その部分は都市計画担当の部分かと思われま。農業委員会といたしましては、先程申しましたように、隣接宅地の方の反対というのは審査する要件にございませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

議     長        よろしいですか。

吉田委員        はい。

議     長        役員会を何度も経た案件でございます。皆さんからご質問があつてしかるべき案件と思ひます。  
まだご意見があるようであれば、ご意見をいただき、ご意見・質問がなければ採決させていただこうと思ひますが、いかがです。

委     員        【異議なしの声】

議     長        それではお尋ねをいたします。  
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺ひいたします。

委     員        【異議なしの声】

議     長        ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号29番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委     員        【挙手全員】

議     長        挙手全員でございます。  
よつて、整理番号29番につきましては、原案のとおり可決し、許可相当といたします。  
なお、この案件は、面積が3,000平方メートルを超えるため、県農業会議へ諮問いたします。

議     長        続きまして、整理番号30番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局        整理番号30番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の11ページ、12ページ、土地利用計画は13ページとなります。申請地は、市街化調整区

域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲渡人は申請地の管理もままならない状態のため、土地を譲りたいと譲受人に相談されました。譲受人は再生エネルギー事業を営んでおり、承諾されたため農地転用の申請を行われたものです。計画によりますと、現状のまま利用され、敷地面積657平方メートルの土地に南側に向け太陽光パネル216枚を設置し、最大49.5キロワットの発電が可能として設置されます。また、雨水は、自然浸透により処理されますが、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
整理番号30番につきましては、議席8番 森地委員から説明をお願いいたします。

担当農委 8番、森地です。30番の案件につきましては、ただいま事務局から説明していただいたとおりです。若干私からも説明をさせていただきますと、場所は水口町新城、国道旧道1号線沿いの水口頭首工から河川敷の道路を挟んで南側になります。この太陽光発電施設の北側は野洲川になりまして、付近は竹やぶですか山林等になっております。意見書を求められまして、事業者の説明を受けながら現場を確認しましたところ、別に何ら指摘事項がございませんでしたので、許可相当と思われま。どうか委員の皆さん審議につきましてよろしくお願ひ申しあげます。以上です。

議長 ありがとうございます。  
続いて区域番号10番 奥村推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読をお願いします。

事務局 今回の申請地は不耕作地であり、周辺農地も耕作をされておらず、農地利用最適化の推進に問題もなく、地元の改良組合長の同意書も添付されており、許可相当と判断されます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局の説明ならびに担当委員の説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺ひいたします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号30番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号30番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号31番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号31番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の14ページ、15ページ、土地利用計画は16ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域内にあり、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域内にある農地であるため、農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は、平成23年創業以来、一般貨物自動車運送業を行ってきました。現在、自社の倉庫がなく、近年のトラックの大型化に対応できず、非常に不便であるため、倉庫建設をするため農地転用の申請を行われたものです。計画によりますと、土地の整地を行った後、倉庫を1棟建設されます。また、雨水は、周囲に排水路を設置し、既設水路に放流されますが、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、借入金により賄われる予定で、申請書には金融機関の融資実行予定書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。

なお、当該案件は面積が3,000㎡を超えるため、滋賀県農業会議の諮問会議に諮ります。以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
整理番号31番につきましては、議席18番 田畑委員から説明をお願いいたします。

担当農委 18番、吉田です。5条調書31番について、事務局より説明のとおりですが、私からも少々説明をさせていただきます。

本案の土地はすべて水田であり、十数年前より不耕作地となっております。また当該地は国道1号線沿いであり、景観上また環境面で決して放置できない状況であります。加えて、当該地は水利面も十分でなく、以前から耕者は苦勞されておられました。そうしたことで、譲渡人は耕作をあきらめられました。またもう一方の譲渡人につきましては市外で住まいをされ、実家は解体され土山に戻ることはないと言っておられます。また譲受人は運送業を営んでおられ、車両も増え駐車場を探しておられ、当該地は先ほど申し上げましたとおり、国道1号線沿いで利便性もよく、双方の話がまとまり、現在に至っております。なお、排水面につきましては、国道1号線の側溝に流されます。従いまして、周辺農地に影響が及ぶことは全くございません。綾戸推進委員とともに現地を確認し、許可相当と判断をいたしました。どうかよろしくご審議賜り、ご承認賜りますようお願いを申しあげます。以上です。

- 議長 ありがとうございます。  
続いて区域番号17番 綾戸推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読をお願いします。
- 事務局 当案件地5, 103平方メートルは以前より不耕作地で、年1回から2回、労務費を支払って草刈りを行っていた場所でありました。今回、譲受人により倉庫を売買により建てたいとの申請が出されました。近隣の田も同様、不耕作地で何ら迷惑もかからず、遊休農地の減少という観点からも何ら問題なく、許可相当と考えられることを報告いたします。以上です。
- 議長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局の説明ならびに担当委員の説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。
- 委員 **【異議なしの声】**
- 議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号31番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 **【挙手全員】**
- 議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号31番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。  
なお、当該案件も面積が3,000㎡を超えるため、滋賀県農業会議の諮問会議に諮ります。以上でございます。
- 議長 続きまして、整理番号32番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号32番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の17ページ、18ページ、土地利用計画は19ページであります。申請地は、市街化調整区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。  
転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は、車の修理販売を営んでおり、修理を依頼された車、修理を終えた車の保管場所が手狭になったため、農地転用の申請を行われたものです。計画によりますと、現状のまま車両置場として利用されます。また、雨水は自然浸透により処理されますが、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には預金通帳の写しが添付されています。  
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
整理番号32番につきましては、議席4番 西田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 4番、西田です。この案件につきまして譲受人は、神地先と大久保地先が分かれている端の所、その大久保地先で自動車の修理販売業をされております。ここは違う所に住んでおられるのですが、大久保地区とも神地区ともおつき合いもされておられて、今回の所もここに行くために、他の所有者の方の土地も関係なく行けるということですので、やはり草刈の対象地区にならないので、個別に刈っていたかかないといけないということで、その旨申しましたら、早速すごく綺麗にも刈っていただきまして、これからも適正に周り土手の草も刈りますということでしたので、許可相当であると思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号32番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号32番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号33番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号33番につきまして、ご説明申し上げます。申請地は参考図の20ページ、21ページ、土地利用計画は22ページであります。申請地は、非線引都市計画区域内にあり、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域内にある農地で、農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は、太陽光発電設備販売及び施工業を営んでおり、太陽光発電施設の設置に適した土地を探しておられたところ、太陽光を遮る障害物もなく、日当たりのよい適地と判断されたため、譲渡人と売買で合意されたものです。計画によりますと土地の整地を行った後、敷地面積905平方メートルの土地に南側に向け太陽光パネル224枚を設置し、最大38.5キロワットの発電が可能として設置されます。また、雨水は、自然浸透により処理されますが、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明

書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

整理番号28番につきましては、議席13番 寺田委員から説明をお願いいたします。

担当農委

13番、寺田です。事務局より説明あったとおりでございます。参考図21ページの地図を見ますと、大変整った農地が広がっているように見えるのですが、この農地全体の4分の1ほどが、端から荒廃しているような状態です。本申請地につきましても、昨年の不耕作地調査におきまして黄色に追加させていただいた土地であります。この申請地の向かい側3筆も以前に太陽光発電施設になっておりますことから、今回の申請に関しては、許可相当と判断いたしました。10月14日に山本推進員と一緒に現地確認を行っております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

続いて区域番号42番 山本推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委

42番、山本です。事務局ならびに寺田委員から詳しく説明がありましたので、別段補足説明はございません。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員

【異議なしの声】

議 長

ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号33番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員

【挙手全員】

議 長

挙手全員でございます。

よって、整理番号33番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第137号については、以上であります。

議 長

続きまして、議案第138号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第138号をご説明申し上げます。議案書は11ページからとなります。  
今月は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定は1件でございます。借り手、貸し手、利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、利用権設定等の明細のとおりでございます。12ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。所有権移転の合計の売り手は実人数1名、買い手は実人数1名で、面積は1,071平方メートルとなります。また、買い手の経営状況につきましては、14ページの一覧のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第138号について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、議案第138号につきましては、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。

議長 続きまして、議案第139号「甲賀農業振興地域整備計画の変更に伴う意見（案）について」を議題といたします。

この議案につきましては、前回10月の第27回総会で農業振興課より説明をいただき、ご意見、ご質問をいただきました。また追加のご意見等があれば10月21日までに事務局へ提出をお願いしておりました。これを農業委員会としての意見案にとりまとめたものです。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第139号 甲賀農業振興地域整備計画の変更に伴う意見（案）について、審議をしていただく前に、総会での質問事項について、農業振興課からの回答を報告させていただきます。

議案書43ページ（整備計画書5ページ）面積4,868ヘクタールの数字は、間違いで、正しくは、4,833ヘクタールです。

議案書54ページ（整備計画書16ページ）乾燥調整施設の規模ですが、JAのカントリーエレベーター程度の規模です。

それでは、意見（案）について説明させていただきます。農業委員会総会では、3名の農業委員の方から質疑、意見をいただきました。これを勘案したうえ、農業委員会としての意見（案）に調整し、次のとおりまとめさせていただきました。

意見（案）本文を朗読します。

甲賀農業振興地域整備計画の変更に伴う意見（案）について

当該計画の基本的な考え方については、異議ありません。

しかしながら、計画にも示されたとおり、地域農業の後継者や担い手が確保できず、多くの地域では、遊休農地、さらには荒廃農地の増加が懸念されます。なかでも中山間地域においては、優良農地であっても荒廃農地となることも予見されます。そのため、こうした現状と動向を反映した目標面積を農用地利用計画に示し、これを踏まえた計画的かつ効率的な具体の施策を計画・実施されたい。

また、計画の進捗管理を行うとともに、農業の多面的機能を含めた地域環境保全機能が十分に発揮できるよう、地域農業者の意見を計画に反映し、バランスのとれた土地利用調整を図られたい。以上説明とさせていただきます。

議 長           ただ今、事務局より説明がありました甲賀農業振興地域整備計画の変更に伴う意見（案）につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員           【異議なしの声】

議 長           ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第139号について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員           【挙手全員】

議 長           挙手全員でございます。

よって、議案第139号につきましては、原案のとおり可決し、市長へ提出することに決定いたします。

議案書の（案）を消していただきますようお願いいたします。

議案第139号については、以上であります。

議 長           続きまして、議案第140号「甲賀市農業委員等の選任についての提言（案）について」を議題といたします。

この議案につきましては、「甲賀市農業委員会制度検討委員会」を組織し、田畑副会長を委員長に、11名の委員が5回の会議を重ねて検討し、次期委員の定数や選任方法を提案させていただくものです。

事務局の説明を求めます。

事 務 局           議案第140号「甲賀市農業委員等の選任についての提言（案）について」を説明させていただきます。議案書は18ページからとなります。まず、甲賀市農業委員会の状況といたしまして、農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年に施行され、甲賀市農業委員会においては、平成29年7月20日から現行体制となっております。

議会同意を得て市長が任命する農業委員会の委員19名は、農地法の許認可など農業委員会としての意思決定や広域的な農地利用最適化を担い、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員45名は、農地パトロールや担い手への農地の利用集積を担っています。新たに農業委員会の業務となった「農地利用の最適化推進」では、農業委員および推進委員が連携し、遊休農地対策となる農地利用状況・意向調

査、「人・農地プラン」策定を含む地域の話し合いへの参加などを担っています。地域農業の課題解決に向けた日々の活動は、優良農地の確保や農業振興の大きな原動力となっています。

甲賀市農業委員会制度検討委員会。甲賀市農業委員会では「甲賀市農業委員会制度検討委員会」を設置し、今日まで5回の委員会において、現行制度となった1期目の農業委員の選任および推進委員の委嘱、委員活動などを検証し、2期目の選任および委嘱にあたり、委員定数、担当区域、業務分担、推薦・公募方法等についての検討を重ねました。

農業委員等の選任についての提言。甲賀市農業委員会を「法令に基づく許認可業務の適正執行」と「農地利用の最適化推進」による優良農地の確保と効率利用、認定農業者や集落営農組織などの担い手への農地利用集積・集約、新規就農、参入者の促進・支援など、地域農業のコーディネーター役を担う組織とするために、委員定数や選任方法については、1期目を継承し、以下によることが望ましいと考えます。

農業委員、推進委員の定数。農業委員19名、法定構成要件である認定農業者が過半を占めること、中立委員を1名以上任命することに加えて、女性、青年の積極的な登用に努められたい。推進委員45名、なお推進委員の担当区域については、議案書の22ページ、23ページとなっております。

農業委員、推進委員の業務。まず農業委員は、農地法に基づく申請案件の審議、また農地法許可の進捗や遊休農地解消等の現地調査、いわゆる役員パトロール、農地関係機関合同パトロールとなります。続きまして推進委員は、農地法に基づく申請案件への意見、担当区域内の農地利用の現地調査、いわゆる委員農地パトロール等となります。

農業委員と推進委員が連携する業務としまして、農地法に基づく申請案件の現地調査、遊休農地の発生防止・解消、いわゆる農地利用状況・意向調査。そして、「農地利用最適化推進施策に関する意見書」の提出等となります。

推薦・公募の方法。推薦・公募にあたっては、市民に広く周知を図ること。推薦にあたっては、(農事)改良組合や農業関係団体へ説明・依頼すること。推薦にあたっては、認定農業者や認定農業法人の役員、農業委員会の所掌事務に利害関係を有しない者、女性農業者や青年農業者を積極的に求めること。

候補者の選考。評価要領・評価基準を明確にし、評価委員会において慎重審議すること。地域農業の実情をよく知る者、地域農業者の信頼を得ている者とする。農地法を遵守し、許認可を適正に執行する立場から、違反転用の指導を受けていない者とする。農地利用最適化を推進する立場から、遊休農地の所有者、耕作者ではない者とする。

上記のとおり提言することとし、農業委員の選任にあたってはご配慮をお願いするものであります。令和元年11月、甲賀市長岩永裕貴様、甲賀市農業委員会会長北田耕平。

最後に今回の提言(案)では、議案書22ページ23ページからの推進委員の区域番号13、現在は鮎河(西野及び千刈)となっておりますが、鮎河(西野及び横尾)に変更しています。

他に今回の制度検討委員会で、委員の皆様からさまざまなご意見をいただきました。特に、委員の募集にかかる修正箇所等もございます。こちらは規則をもって委員募集を行いますので、今後規則を一部改正する予定となっております。なお、提

言書の提出につきましては、本日の議決後に日程調整をさせていただきます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第140号について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、議案第140号につきましては、原案のとおり可決し、市長へ提出することを決定いたします。  
議案書の（案）を消していただきますようお願いいたします。  
議案第139号については、以上であります。

議長 続きまして、報告案件に入ります。  
「報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 報告をいたします。お手元の調書は、24ページからとなります。農地法第4条の届出地は、参考図の23ページとなります。

今月の届出は1件で、届出者の住所・氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては、24ページの調書のとおりでございます。内容は、長屋住宅が1件であります。

続きまして、農地法第5条の届出地は、参考図の24ページとなります。

今月の届出は1件で、譲受人・譲渡人の住所・氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては、25ページの調書のとおりでございます。届出内容につきましては、分譲宅地が1件、住宅用地が2件であります。

議長 ありがとうございます。  
報告案件は以上ありますが、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議長 特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。  
推進委員におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございました。  
ここで一旦、休憩とします。再開は15時35分といたします。

【休憩】

- 議 長            それでは、会議を再開します。  
                  これより報告事項に入ります。  
                  最初に、**報告事項 1 の「副会長報告事項」**について、田畑副会長よりお願いいたします。
- 副 会 長            ・委員農地パトロールの結果について
- 議 長            続きまして、**報告事項 2 の「農業委員会制度検討委員会報告事項」**について、田畑委員長よりお願いいたします。
- 田畑委員長        ・第 5 回農業委員会制度検討委員会の結果について
- 議 長            続きまして、**報告事項 3 の「広報編集委員会報告事項」**について、山下委員長よりお願いいたします。
- 山下委員長        ・第 1 回広報編集委員会の結果について
- 議 長            続きまして、**報告事項 4 の「人・農地プラン策定検討委員会報告事項」**について、服部委員よりお願いいたします。
- 服部委員            ・第 1 回人・農地プラン策定検討委員会の結果について
- 議 長            続きまして、**報告事項 5 の「事務局報告事項」**について、お願いします。
- 事 務 局            ・前回総会から次回総会までの「経過と予定」について  
                  ・農地法第 18 条第 6 項報告及び利用権設定満了報告について  
                  ・第 2 回地域ブロック会議の開催について  
                  ・地域パトロールについて  
                  ・アンケート調査（農業用施設に係る農地転用許可制度）について
- 議 長            ありがとうございます。報告事項は以上です。  
                  ここで皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 議 長            特にご質問等もございませんので、以上で本総会の議事は全て終了いたしました。  
                  ご審議いただきありがとうございました。
- 事務局長            それでは閉会にあたり、田畑副会長がご挨拶を申し上げます。
- 副 会 長            【閉会挨拶】

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_